平成２３年（フ）第２５号
青森市大字石江字平山２番地714　石江待機宿舎３－１
債務者　長澤　廣子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
東京都足立区六月１丁目17－３－307
債務者　松木　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８７号
東京都江戸川区松島４丁目43－９－301
債務者　島田　英三（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８８号
東京都江戸川区大杉１丁目３－１
債務者　山田　祥子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２７号
千葉県市川市本北方２丁目３－１－504
債務者　宮本　泰孝
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目11－３－101
債務者　中村　正志
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５３号
東京都小金井市東町３丁目11－24
債務者　小柳　昭三
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１９号
東京都品川区南大井２丁目12－14－801
債務者　清水　史野
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７３号
相模原市南区当麻871番地11　クローバーハイツＣ101号
債務者　比留間明夫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８０３号
相模原市緑区下九沢2885番地２
債務者　藤井　則子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７７８号
東京都清瀬市旭が丘２丁目６番２－308号
債務者　難波　照子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７７９号
東京都小平市小川町１丁目459番地サルーンマンションオザキ203号
債務者　辛山　優子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
東京都府中市白糸台４丁目９番地の１アバンテリア白糸台103
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４８７号
大阪府東大阪市足代新町22番17―206号
債務者　**邊**　貞姫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４号
大阪府枚方市山之上２丁目13番６号
債務者　原田　保夫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部